解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

徳島県徳島市新町橋二丁目一〇番地一

徳島県機械金属工業厚生年金基金

代表清算人　中岸　敏昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十二月二十日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十八年三月三十一日茨城県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

茨城県筑西市関本下一五九番地

学校法人飯村学園

清算人　飯村　和美

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月二十二日枚方市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

大阪府枚方市春日元町一丁目三八番二〇号

枚方市津田南土地区画整理組合

代表清算人　株式会社サンエース

代表取締役　谷岡　博

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月二十四日兵庫県姫路市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

兵庫県姫路市安田四丁目一番地

姫路市飯田手柄土地区画整理組合

清算人代表　北村　貞雄

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

鳥取県鳥取市東品治町一〇二番地

鳥取県医療機関厚生年金基金

代表清算人　魚谷　純

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日宮崎県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

宮崎県西都市大字妻一五五〇番地

医療法人財団西都児湯医療センター

清算人　兒玉　忠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区平岸三条一六丁目一番、最後の住所札幌市豊平区平岸三条一六丁目一番四五―一一〇二号

被相続人　亡　村岡　祐一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

札幌市中央区南一条西九丁目第2北海ビル三階　堀江・大崎・綱森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　綱森　史泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区野方二丁目一五四八番地、最後の住所青森県平川市猿賀南田一一七番地

三　被相続人　亡　棟方　浩二

平成二十八年四月二十五日

青森県弘前市百石町三二番地九　エムズ・スクエア二階　弘前はるかぜ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菱谷　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区西の平一丁目三番地四、最後の住所宮城県仙台市太白区西の平一丁目二番一〇号　被相続人　亡　若生　敏彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル五階　仙台ソレイユ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木坂　理絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県加美郡加美町字西町九二番地一、最後の住所福島県本宮市高木字長畑三二番地

被相続人　亡　伊藤　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

福島県郡山市鶴見坦二丁目四番二一号

相続財産管理人　平　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市水木町一丁目一五八三番地一、最後の住所茨城県日立市水木町一丁目二〇番九号　被相続人　亡　飛田　恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番一三号カナザワビル四階ときわ弁護士法人

相続財産管理人　弁護士　戸賀崎　篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷二丁目一七二番地四〇、最後の住所千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷二丁目一番五九号　被相続人　亡　出井　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九松戸スクエアビル五階　東葛総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福富美穂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市美山町二一二八番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　板橋登志雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

事務所東京都新宿区新宿一―二六―一長田屋ビル五階ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都あきる野市草花一四九八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　矢崎　衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

東京都日野市日野本町三―一四―一八谷井ビル四階日野市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　真実